

北九州市における 東北地方太平洋沖地震の被災地への 救援物資の事前登録について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災された方々へ提供できる救援物資の情報の登録をお願いします。現在、被災地では救援物資の受入・備蓄体制が整っていないため、必要とされる物資を優先的に送る必要があります。したがって、まず市民の皆様からご提供いただける物資の情報を事前に登録していただき、実際に被災地から物資配送の要請があった時点で、北九州市から情報を登録された皆様にお知らせいたします。市民の皆様には、市からの連絡があってから物資を持ち込んでいただくことになります。

事前登録窓口開設期間 平成23年3月18日（金）から当分の間

提供いただける救援物資の情報をご登録ください。

・ F A X 093-582-2886

（24時間対応、住所、氏名、電話番号、提供できる物品名、個数を記載して送信）

・ 電話 093 - 582 - 2883

（午前8時30分から午後5時15分まで）

対象となる救援物資について

救援物資については、集まり次第すぐに自衛隊が現地に運ぶこととなりますので、皆様が市の指定場所へ持ち込んでいただく際はあらかじめ物品の箱詰めをして持ち込んでいただくようお願いいたします。また、被災地の方々に効率的に行き渡るよう、ある程度の数量が確保できるものをお願いいたします。

1. 食品類【ペットボトル入り飲料水・お茶・ジュース、カップ麺、米、缶詰、レトルト食品、粉ミルク、離乳食等、保存ができるもの】

生もの、賞味期限の切れたもの、開封したもの、冷凍食品は配送できません。

2. 生活関連物資【タオル、毛布、衣類、マスク、生理用品、使い捨てカイロ、紙オムツ（子ども用・大人用）等】

開封していない未使用の新品に限ります。

割れ物、破損しやすいものは避けてください。

毛布はクリーニング済みのものに限定させていただきます。

医薬品は取扱業者からの提供に限らせていただきます。

< 情報提供いただいた救援物資について >

市では、皆様からいただいた情報を登録します。被災地から必要な物資の情報が入りましたら、登録リストを基に該当する物資をお持ちの方にお知らせいたします。

被災地からの要請に合わせた品目・数量を配送するので、情報を登録いただいたすべての方に連絡するわけではなく、また、必要数を確保できた時点でその後の連絡はいたしません。

情報登録いただいた物資をずっと確保していただく必要はありません。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（上記の内容は北九州市HPより転載しています）

< 連絡先 >

北九州市保健福祉局 総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話：093-582-2403・2497 FAX：093-582-2095

ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp